

農業用施設改良事業の地元分担金が変わります

令和8年4月1日(2026年4月1日)より施行

■ 改定の背景

近年、建設資材の高騰や人件費の上昇により、工事コストが大幅に上昇しています。また、農業従事者の高齢化などにより、市内の農家戸数は年々減少しており、農業用施設改良事業に係る負担が増加しています。

■ 改定の内容(地元分担率の引き下げ)

農家(関係水利組合等の団体含む)の皆さまの負担軽減を目的として、以下のとおり改定します。

事業の種類	改定前(現行)	改定後
市単独事業	総事業費の30%	総事業費の20%
県費補助事業	総事業費の30%	総事業費の20%
国庫補助事業	事業種別ごとに算定	変更なし

※ 国庫補助事業については、国のガイドラインに基づき算定しているため、今回の見直しの対象外となります。

■ 施行日

令和8年4月1日(2026年4月1日)より適用されます。

問い合わせ先 橋本市農林整備課ふるさと整備係 電話:0736-33-3703(直通)